

1. 堺市要保護児童対策地域協議会設置要綱主な改正点（資料1）に対するご意見

「在宅乳幼児以外」という記載は、具体的には在宅の学童、および児童養護施設・乳児院に入所している児童を指すのでしょうか。少しわかりにくいと思います。

この項目での意見ではないのかもしれないが、連絡会には医療関係者が参加しているのか、またどの程度関与しているのでしょうか。

⇒堺市では、「在宅乳幼児以外」を、在宅の学齢期以上の児童、及びこども園や幼稚園、児童発達支援センター等へ通所している児童としています。

堺市におきまして、ケース連絡会（区実務者会議）は、ケースを集約した、主に進行管理のための会議であり、要綱で規定する庁内の所管部署の実務担当者をもって構成されています。個別ケースカンファレンスにつきましては、ケースに応じて医療関係者の方々に専門的なご意見をいただいております。

よりきめ細やかな支援につながることを期待します

家庭、家族内で虐待があれば、すぐに訪問観察して、そして父、母を別々に監察し、別の場所での生活を望みます。

実務者会議での支援対象の定義について、この保護者は、監護者として適任か否かの判断基準をもうちょっと踏み込み具体的に資料化できないものかと思いました。尚、祖父母と両親の2世代同居家族には、子どもへの虐待は報道されず風評もないように思う。これが事実なら、これらの状況を報道機関と協力して地域住民にアピールしてほしい。

この資料だけでは、要支援ケースⅡ連絡会の設置目的と機能が読み取れませんでした。また、事務局が子育て支援課となる事由も分かりませんでした。要支援児童を、在宅と在宅以外に区分するところが分かれば、少し理解が進みそうです。

⇒平成20年度の児童福祉法改正により、要保護児童対策地域協議会の対象に要支援児童及びその保護者と特定妊婦が追加されたことを受け、本市では、保健福祉総合センター等での支援・見守りを行っていました。平成25年より、リスクの高い在宅乳幼児を対象とする要支援ケース連絡会を、在宅乳幼児の支援の担当である保健センターを事務局として、先行スタートしました。

加えて、このたび、リスクの高い在宅乳幼児以外の児童（学校やこども園、幼稚園などに通う児童）を対象とした要支援ケースⅡを新たに設置することで、保護者の養育を支援し、虐待の予防に努めています。

子育て支援課が事務局である理由としましては、次のとおりです。

①保健センターの支援対象は在宅乳幼児であるため。

②子どもと家庭の最も身近な窓口であり、また、虐待ケースを対象とする子ども虐待ケース連絡会の事務局を子育て支援課が行っているため。

2. 令和2年度堺市における児童虐待に関する状況（資料2）に対するご意見

児童虐待に関する状況について毎年同じような資料であり、虐待の状況を提供している意図や目的がわかりにくい。そのため、現状の説明を受けても、現状認識がしにくく、問題意識も持ちにくい。

⇒経年比較や分析を行うことを目的とし、毎年同じ項目の数字をお示ししています。

全国統計と比して、堺市のネグレクトの割合が高い（全国は15%程度、堺は計算すると27%程度）と思います。原因として考えられる点は？虐待の誘因と対策を考える上で重要なポイントではないでしょうか。

⇒令和2年度の福祉行政報告例「児童相談所における児童虐待相談の対応件数，都道府県－指定都市－中核市×相談種別」につきましては、ネグレクトが全国平均で約15%となっております。同統計データにおける堺市児童相談所（子ども相談所）の数は約14%であり、全国平均と同程度の割合となっております。

このたび、皆さまにお示しいたしました資料は、堺市要保護児童対策地域協議会の見守り対象となっている児童毎に分類し主訴毎の人数をカウントしており、対応件数のカウント方法とは異なります。

ご指摘のとおり全国平均値や近隣他市の状況と比較し、本市の状況を客観的に把握することで、今後の対策に活かしてまいりたいと考えております。

虐待通告数も増加しておりますが、コロナ禍で社会に不安が広がっていることもあってか、内容の深刻さが心配です。児童本人の保護はもちろん、保護者支援も大切と考えます。

オール大阪での啓発活動が最も重要だと思う。特に警察との情報を共有し、児童相談所や市役所家庭相談課、出産育児課との複数チェックによる保有情報を活用した支援充実が特に必要と思う。また担当者の訪問活動での秘密保護やプライバシー侵害は厳守せねばならぬが、児童の身体特徴や通報内容から虐待が明らかなのに保護者は頑強に否定し、一方的に会話を遮断した場合でも担当者が権限と自信を持って対応できるような法的権限を付与すべきだと思う。一方、子どもへの養育放棄や悪質で凶悪な虐待を繰り返すような保護者には、もはや捜査機関と協力して厳罰をもって隔離矯正を検討すべきだと思う。

1-（1）毎年10%ずつ児童虐待通告世帯件数が増えている。1-（2）令和元年度から2年度に掛けて、一時保護、緊急依頼は増えているが、なぜか在宅指導件数が減少している。1-（4）西区の通告件数が、他区より増えている。2-（4）実父が多いと思っていましたが、実母による虐待が多いと理解。3-（1）相談件数は、子ども相談所が子育て支援課より増えている。※状況把握による原因分析と対策実施（PDCA）が大切。

3. 令和3年度児童虐待防止への取組状況（資料3）に対するご意見

取り組みとして素晴らしいと思います。今後、小学校高学年、中学生、高校生（特に中学生から高校生）への取り組みの拡充も必要と思います。

虐待児童に対する見守りできる生活していける居場所、施設で日常生活が出来るように設備を整える。

⇒堺市内には一時保護所と4か所の児童養護施設があり、虐待を受けた児童を含めた家庭で養育が困難な児童が日常生活を送っています。引き続き、市外の施設も活用しながら、安心して生活できる場所を確保してまいります。

多くの活動があり、令和2年度の実績で取組効果が出ていると思われます。一方で、児童虐待通告世帯件数が増加していることと重ねて考えると、更なる新しい取組、若しくは現行取組の活動見直しが必要かと思います。実際に現場で活動している方の声が、要保護児童対策地域協議会に反映されて、児童虐待通告世帯件数が減少に繋がることが大切と思われます。

⇒いただいたご意見は、要保護児童対策地域協議会にご参加の各機関に共有し、同協議会の連携強化を進めてまいります。

3-2. ご所属の機関における児童虐待に関する取組

- ・虐待通告を受理してから24時間以内の安全確認
- ・増加し続ける虐待事案に対応するための体制整備
- ・児童福祉司、児童心理司の増員
- ・研修等による専門性の向上と人材育成
- ・子ども相談所において虐待通告受理した事案について、警察との全件情報共有
- ・一時保護所の増築

(堺市子ども青少年局子ども相談所)

北区は子どもや子育て世帯が多く、子育て支援や児童虐待の予防的支援に力を入れています。「ようきた（北）ね！子育て三ツ星プラン」を推進し、計画的・体系的に実施することにより、少しでも児童虐待の未然防止になればと考えています。

(堺市区役所保健福祉総合センター代表：北保健福祉総合センター)

○大阪府「こころの再生」府民運動に参画

市立小中学校にのぼりやビズを配布し「あいさつ」運動の推進を行う。

○地域コーディネーター育成講座（11月4日）

堺市子ども家庭支援センター 西川副センター長 「里親」講座開催
児童虐待状況などの解説

○こども会 指導者研修会（2月6日） こども会育成協議会主催

堺市子ども家庭支援センター 西川副センター長 「子育てについて」開催予定
「立ち止まってみてみよう～親が視点を変えると見える風景も変わるこどもの世界～」

○放課後児童対策等事業

利用する児童について虐待が疑われる場合には、学校と連携し、関係機関への連絡を行っている。また、一時保護された児童や見守りが必要な児童については、関係機関と連携を図りながら、必要な対応を行っている。

(堺市教育委員会地域教育支援部)

消防局では、子どもが虐待を受けたと思われる救急事案の場合、警察へ通報するとともに、「堺市子ども相談所」への第一報、及び詳細内容を記載した通告書の送付を行うことになっています。

(堺市消防局救急部)

- ・児童虐待防止法にのっとった対応
- ・教職員への虐待に対する理解の研修
- ・生徒指導委員会を中心とした教職員一丸での取組
- ・専門諸機関と連携したチーム学校による対応

(堺市立小学校長会)

当院の取り組みとして

- 1) 家庭内事故（外傷）で受診したこどもチェック。保健センターやこども相談所と連携し、情報の共有などを行っている。
- 2) 受診患者（特に入院患者）の親子関係等のチェック、また子育ての医学的側面からの支援を行い、育児不安等に関しては保健センターへの連絡・援助依頼を行っている。

(地方独立行政法人 堺市立病院機構 堺市立総合医療センター)

法的分離手続きの代理、会議出席、研修、マニュアル作成関与 等

(堺法律事務所)

福泉校区福祉委員会、福泉校区自治連合会 地域の子供達としての育成・保護が大切と思い、活動しています。
(堺市校区福祉委員会連合協議会)

4. 大阪児童虐待防止推進会議での取組状況（資料4）に対するご意見

よい取り組みが多いと思います。保護者の精神的な支援のみならず、被虐待児あるいは虐待を受けやすい発達障害児などの心理面でのサポートも強化したらさらによくなると思います。

子どもの権利は尊重するが、一方で権利は主張し責任は人のせい、感謝の心は薄れ、悪い事をして親や先生は手は出せぬ、等と主張し、強く指導すれば反抗し、子どもの抗議を伝え聞いた一部の保護者は、そのまま真実であるが如く信じて一方的に抗議している事も見受けられる。このような誤った抗議や風評を正当化し、かつ被害対象者を擁護すべく第三者機関の設置も検討してはどうか、と思う。

取組状況にある医療機関・警察との連携・情報共有と共に、地域の子供達の育成・保護として、地域の各機関とのネットワークを形成していくことが、虐待防止に繋がると思います。繋がる地域の各機関から、虐待情報が上がりやすい仕組みを持てるようになって欲しいです。（地域の各機関：民生委員、子ども会、高齢者クラブ、自治会、青少年指導委員等々）

5. 参考資料に対するご意見

参考資料4「ヤングケアラーアセスメントシートについて」内に記載されている「ヤングケアラーとは」の図表の記載方法に違和感があります。本図表は、ヤングケアラー当事者・元当事者同士の交流会、家族会であるふうせんの会が、ヤングケアラーの一例としてあげたものです。参考資料の記載方法ですと、図表＝ヤングケアラーと捉えられるのではないのでしょうか。ヤングケアラーの明確な定義はないとのことですが、図表のうちで特に「高齢の家族の話し相手」、「外出の手伝いをしている」、及び「年下のきょうだいの面倒を見ている」などは一概に問題があることではないように思われます。このような行為が過度行われることによって、子ども自身の権利等が侵害されているような場合が「ヤングケアラー」に該当するのであれば、図表＝ヤングケアラーでは無いように思われます。

⇒ご指摘のとおり、ヤングケアラーの定義は明確ではありませんが、参考資料4『ヤングケアラーアセスメントシートについて』においてヤングケアラーとは、・本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・子どもの年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響がある状態、を指すものとしております。参考資料4のうち『ヤングケアラーアセスメントシートについて』における「ヤングケアラーとは」の箇所の記載に、前述の説明文を追記する等、修正いたします。

研修資料、わかりやすく勉強になりました。ありがとうございます。

概ね書類上では網羅出来ていますが実地に活動している人の質（能力）の問題と関係機関との綿密な連携が非常に大切だと思います。

これほど多発する子どもへの虐待を未然に防ぐには、現在の法的根拠では、いかに関係機関の連携を密にしても対応も効果も不十分である為、厳罰化を徹底し保護者、役所、地域がより一体となって粘り強く取組む事が喫緊かつ必要不可欠だと思う。

沢山の情報を提供いただき、ありがとうございました。今後の福祉活動を検討する時のベース資料として、役立てたいと思います。

6. 児童虐待における新型コロナウイルスの影響に対するご意見

感染への心配から、訪問を拒否される保護者もあり、訪問時に十分な距離を開けることや保護者の方にマスク着用をお願いしたり、テレビ電話等で面接を行うなどの工夫をしている。

親子ともどもコロナによる在家庭時間増加によるストレスが増えたことと生活リズムの乱れ

病院としては、コロナウイルスの影響を強く感じる点はありません。外傷の受診が減少したことにより、病院で疑われる例が減少したのかもしれませんが。

介入（訪問、面談等）の困難さ

新型コロナウイルス禍で、社会生活の基盤が変わっていく中で、今までであれば気が付くところが、見過ごされていくように感じています。

7. 来年度の研修テーマに対するご意見

- ①里親制度について
- ②児童虐待全般について
- ④事例検討
- ⑤学校との連携について
- ⑥DVと児童虐待について
- ⑦その他

- ・他自治体の児童虐待検証部会の報告
- ・学校と児童虐待関係機関（特に家庭児童相談員）との間に大きな溝が存在している感じがして、情報の共有を含む連携が上手くいっていないように感じています。このことを少しでも解消できるようなテーマの研修をお願いしたい
- ・学校（教育の場）と行政や医療の連携：特に医療側から学校の様子を知ることが、個人情報の兼ね合いもあり困難
- ・医療関係者（保健師なども含む）の啓蒙：BEAMSの講習など
- ・DV、児童虐待が起これば、絶対一緒に暮らしてはだめです。
- ・所謂関係機関との連携と良く言われるが、その連携時の話せる中身について

8. 来年度の議題に対するご意見

大きな会議のため行える議題も限られてくると思いますが、形式的にならず、実用的なテーマを議題としてもらえないでしょうか。

各部署（行政、教育、警察、医療など）の連携が最も大きな課題ではないかと思います。

できれば、虐待される児童は、どんな家庭環境なのか、と言う踏み込んだ課題について。

イベント中止が多い中で、コロナ禍での活動について、何ができるか検討したい。